

「第4次十日町市男女共同参画基本」R5年度実施計画

No	基本目標	重点目標	施策 【プランのページ番号】	施策展開	主担当課	担当係	実施予定年度					事業名 (ある場合のみ)	令和5年度 事業内容・計画
							R5	R6	R7	R8	R9		
1	I	1	(1)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進【P16】	① 市の広報紙やパンフレット、SNS・ホームページ等により、市民に向けて男女共同参画の推進について意識啓発及び情報発信を行います。	企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		県女性財団からの案内や男女共同参画週間等全国的な取り組みについて、市ホームページ及び市報への掲出や、市SNSでの発信、市施設各所への掲示物の配置により周知啓発を図る。
2	I	1	(1)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進【P16】	② 市の広報・刊行物等において、性別による固定的役割分担の意識や偏見等を招く可能性のある表現を廃止し、また、性の多様性に配慮した表現とするよう、市職員に周知します。	企画政策課	広報広聴係	○	○	○	○	○	広報主任会議	広報主任会議において、性別による固定的役割分担の意識や偏見等を招く可能性のある表現を廃止し、また、性の多様性に配慮した表現とするよう、広報主任を中心に意識を高め、各所属職員へ周知する。
					市民生活課	市民係	○	○	○	○	○		固定的な性別役割分担意識をはじめとする差別の解消に向けての教育や啓発、情報提供等に努める。
3	I	1	(2)男女平等の意識を高めるための学習機会の提供【P16】	① 学校及び地域の社会教育施設等において、子どもから大人までを対象とした男女平等の意識を高めるための教育・学習を実施します。	学校教育課	教育センター	○	○	○	○	○		全市立学校の教職員に対して、子どもの発達段階に応じて、男女平等教育を推進するよう各学校に指導・支援を行う。
					生涯学習課	生涯学習係		○	○	○	○	生涯学習事業(成人教育事業)	令和4年度まで実施した「男の料理教室」など今までの活動で学んだことを土台として、男女平等の意識をより高めるための取組の実施方法や内容の検討を進める。
4	I	1	(2)男女平等の意識を高めるための学習機会の提供【P16】	② 男女共同参画に資する民間団体の活動を支援します。	企画政策課	協働推進係	○	○	○	○		中間支援組織であるNPOひとサボと協力し、市内外のNPOや民間団体が実施する男女共同参画に関する活動の情報発信等、活動の活性化を支援する。	
5	I	1	(2)男女平等の意識を高めるための学習機会の提供【P16】	③ 職員・教員向けに研修を実施します。	総務課	人事係	○	○	○	○	○		女性が様々な場面で活躍できるよう市町村職員組合の専門研修などに参加を促す。
					学校教育課	教育センター	○	○	○	○	○		関係機関が発出する案内文を周知し、全市立学校の教職員に対して各種研修会等への参加を促す。
6	I	1	(3)性的指向及び性自認に起因する困難と差別の解消に向けた知識の普及と理解の促進【P16】	① 職員・教員向け研修を実施します。	総務課	人事係	○	○	○	○	○		職員への啓発及び情報提供を行うとともに、相談しやすい環境を構築する。ハラスメントと合わせ、総務課人事係を相談窓口とする。
					学校教育課	教育センター	○	○	○	○	○		関係機関が発出する案内文を周知し、全市立学校の教職員に対して各種研修会等への参加を促す。
7	I	1	(3)性的指向及び性自認に起因する困難と差別の解消に向けた知識の普及と理解の促進【P16】	② 講演会の実施等、当事者を取り巻く環境の整備・改善や周囲の理解の促進に向けた学習機会を市民に提供します。	市民生活課	市民係	○	○			人権啓発活動委託事業	講演会等の実施は、3年に1度の国県の委託事業を活用するため、令和5年度は実施予定はないが、令和6年度の第3期十日町市人権教育・啓発推進計画策定に向けて、性の多様性を含めたアンケートを実施する。	
					生涯学習課	生涯学習係		○	○	○	○	生涯学習事業(成人教育事業)成人講座	性に係る課題や差別の解消に向けて、効果的な取組について研究を進め、今後の事業展開を検討する。
8	I	1	(3)性的指向及び性自認に起因する困難と差別の解消に向けた知識の普及と理解の促進【P16】	③ 市の広報紙やパンフレット、SNS・ホームページ等により、市民に向けた意識啓発及び情報発信を行います。	企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		県女性財団からの案内や男女共同参画週間等全国的な取り組みについて、市ホームページ及び市報への掲出や、市SNSでの発信、市施設各所への掲示物の配置により周知啓発を図る。
					市民生活課	市民係	○	○	○	○	○		広報紙やパンフレット、ポスター掲示などによる意識啓発及び情報発信を行います。
9	I	2	(1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識の醸成と、性及び妊娠出産等に対する正しい知識の普及【P19】	① 学校教育において、それぞれの発達段階に応じた性教育の充実に努めます。	学校教育課	教育センター	○	○	○	○		各学校において、性教育に関する指導計画に基づき、性教育を行うよう各学校を指導する。	
10	I	2	(1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識の醸成と、性及び妊娠出産等に対する正しい知識の普及【P19】	② 高校生を中心として性に対する講演会を実施します。	健康づくり推進課	母子保健係	○	○	○	○	○	思春期の健康講座	十日町保健所と協力し、市内高校へ性教育を実施。当市は2校の生徒に対し講演会を実施。性教育(命の誕生・若年妊娠の課題)・性感染症(エイズ)予防、男女のコミュニケーションのとり方などをテーマに実施する。
11	I	2	(1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識の醸成と、性及び妊娠出産等に対する正しい知識の普及【P19】	③ 広報紙やパンフレット、ホームページ等により、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の重要性について周知し、意識啓発に努めます。	健康づくり推進課	母子保健係	○	○	○	○	○	思春期の健康講座	十日町保健所と協力し、市内高校へ性教育を実施。当市は2校の生徒に対し講演会を実施。性教育(命の誕生・若年妊娠の課題)・性感染症(エイズ)予防、男女のコミュニケーションのとり方などをテーマに実施する。
					企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		県女性財団からの案内や男女共同参画週間等全国的な取り組みについて、市ホームページ及び市報への掲出や、市SNSでの発信、市施設各所への掲示物の配置により周知啓発を図る。
12	I	2	(2)安心して妊娠・出産できる支援の充実【P19】	① 男女双方を対象にした学習機会の提供等により、妊娠から出産後の育児まで一貫した切れ目のない支援をします。	健康づくり推進課	母子保健係	○	○	○	○	○	子育て世代包括支援センターハロー・パパママ学級	令和5年度も引き続き、各種事業や伴走型相談支援を通じ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談や支援(子育て世代包括支援センター)を実施する。また、ハロー・パパママ学級(年4回開催)は、男女双方を対象に夫婦で参加しやすい学習機会とするともに、妊娠届出や出産届出時に男女双方に向けた情報提供を実施する。

「第4次十日町市男女共同参画基本」R5年度実施計画

No	基本目標	重点目標	施策 【プランのページ番号】	施策展開	主担当課	担当係	実施予定年度					事業名 (ある場合のみ)	令和5年度 事業内容・計画
							R5	R6	R7	R8	R9		
13	I	2	(2)安心して妊娠・出産できる支援の充実【P19】	② 不妊治療に対する支援を充実させ、不妊原因や妊娠の可能性と年齢の関係など、妊娠・不妊に関する正しい知識の普及に努めます。	健康づくり推進課	母子保健係	○	○	○	○	○	不妊治療費助成事業	令和5年度も引き続き、リーフレットの配布、ホームページへの掲載により周知を図り、助成を実施する。
14	I	2	(2)安心して妊娠・出産できる支援の充実【P19】	③ 避妊や婦人科疾患等を含む女性の性に係る健康をめぐめる様々な問題についての相談体制を充実させ、情報を積極的に提供します。	健康づくり推進課	成人保健係	○	○	○	○	○	市の公式YouTube配信(子宮頸がん)	昨年度実施した「子宮頸がん予防講演会」の内容を市の公式YouTubeに配信し周知を行う。(内容:①子宮頸がんってなあに?②性感感染症③HPVワクチン④子宮頸がん検診)
15	I	3	(1)配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアルハラスメント等の防止に向けての啓発の推進【P24】	① 市の広報紙やパンフレット、SNS・ホームページ等により、DVやセクシュアルハラスメントが重大な人権侵害であることを市民に周知し、あらゆる暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を推進します。	市民生活課	市民係	○	○	○	○	○		広報紙やパンフレット、ポスター掲示などによる意識啓発及び情報発信を行う。
					子育て支援課	子育て支援係	○	○	○	○	○		パンフレットやポスター掲示等によりDV防止の情報を発信する
					企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、市報や市HP等でDVやセクハラの問題提起と問題解決に向けた意識啓発を呼びかける。
16	I	3	(1)配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアルハラスメント等の防止に向けての啓発の推進【P24】	② 若年層にも広がるデートDVの防止に向けて、学習の機会を提供し、根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を推進します。	市民生活課	市民係	○	○	○	○	○		情報発信による意識啓発のほか、人権擁護委員会等が実施する事業の周知に協力する等、正しい理解の普及に努める
					子育て支援課	子育て支援係	○	○	○	○	○		パンフレットやポスター掲示等によりDV防止の情報を発信する
					企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、市報や市HP等でDVやセクハラの問題提起と問題解決に向けた意識啓発を呼びかける。
17	I	3	(1)配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアルハラスメント等の防止に向けての啓発の推進【P24】	③ 職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために各種関係機関が開催する研修会等の情報を提供し、意識啓発を行います。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		国県からの通知や、企画政策課からの情報提供等により情報を収集し、研修会などの募集情報を市報、HP等で紹介する
18	I	3	(2)相談窓口の周知と支援体制の充実【P24】	① 国・県・関係団体の相談窓口や支援などの情報を収集し、市の広報紙やSNS、ホームページ等で情報を提供します。	市民生活課	市民係	○	○	○	○	○		広報紙やパンフレット、ポスター掲示などによる意識啓発及び情報発信を行う。
					子育て支援課	子育て支援係	○	○	○	○	○		市報やホームページ等で周知する
					企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		庁内及び市施設各所に相談窓口の案内を適宜掲示するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」や「男女共同参画週間」の期間に合わせ、市報や市HP等で相談窓口の情報を周知する。
19	I	3	(2)相談窓口の周知と支援体制の充実【P24】	② 相談活動を充実させるため、関係課と連携し、支援体制を構築します。	市民生活課	市民係	○	○	○	○	○		個別的就業専門的に対応するため、関係課との連携を強化し、相談窓口の充実、相談後の支援体制整備を推進します。
					子育て支援課	子育て支援係	○	○	○	○	○		関係機関と連携・協力し、必要な助言等を得ながら相談対応する。
					企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		県女性財団等からの相談窓口に関する情報を各課と共有し、支援を必要とする人に的確に情報が届くよう工夫する。
20	I	3	(2)相談窓口の周知と支援体制の充実【P24】	③ 関係機関と連携しながら、DV等を早期に発見し、速やかに対応します。	市民生活課	市民係	○	○	○	○	○		個別的就業専門的に対応するため、関係課との連携を強化し、相談窓口の充実、相談後の支援体制整備を推進します。
					子育て支援課	子育て支援係	○	○	○	○	○		市報やホームページ等で相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し対応する。
					企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		県女性財団等からの相談窓口に関する情報を各課と共有し、支援を必要とする人に的確に情報が届くよう工夫する。
21	II	1	(1)市の政策・方針決定の場への女性の参画推進【P29】	① 「十日町市審議会等への女性登用推進要綱」に基づき、審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。	全課	農業委員会事務局庶務係	○	○	○	○	○		【企画政策課】庁内各審議会等の主管課の登用計画をとりまとめ、女性委員の登用率向上に向けた具体的な声かけを行う。 【農業委員会】委員任期満了に伴い委員応募を行い、女性委員数の増加を目指す。JA、農地所有適格法人等へ女性委員の推薦を働きかける。
22	II	1	(1)市の政策・方針決定の場への女性の参画推進【P29】	② 市職員・教職員について、本人の適性や希望に合わせ、多様な職務を経験させ、各種研修等を充実させるとともに、女性管理職登用拡大のための環境を整備し、積極的に育成と登用を推進します。	総務課	人事係	○	○	○	○	○		能力と意欲ある女性職員の職域拡大と管理職への登用を図る。
					学校教育課	教育センター	○	○	○	○	○		関係機関が発出する案内文の周知により、全市立学校の教職員に対して、各種研修会等への参加を促す。
23	II	1	(2)職場・地域・各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進【P29】	① あらゆる機会を通じて企業、団体等に対し、女性登用の必要性や重要性に関する情報等を提供し、女性の登用等を促進します。	企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		産業政策課や商工会議所・商工会等各種団体と協力し、市内企業に向けて女性登用向上に関する内閣府や県女性財団等からの情報を提供する。
24	II	1	(2)職場・地域・各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進【P29】	② 女性人材の積極的活用と雇用分野の拡大、管理監督的業務への登用を促進するため、講座や研修の情報提供を行います。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		国県からの通知や、企画政策課からの情報提供等により情報を収集し、研修会などの募集情報を市報、HP等で紹介する。

「第4次十日町市男女共同参画基本」R5年度実施計画

No	基本目標	重点目標	施策 【プランのページ番号】	施策展開	主担当課	担当係	実施予定年度					事業名 (ある場合のみ)	令和5年度 事業内容・計画
							R5	R6	R7	R8	R9		
25	II	2	(1)職場における均等な機会と待遇の確保の促進【P31】	① 関係機関と協力し、様々な産業の事業主に対し男女雇用機会均等法や各種休暇制度等に関する情報を提供し、性別による固定的な役割分担意識の解消や意識啓発、各種制度の利用促進に努めます。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		国県からの通知や、企画政策課からの情報提供等により情報を収集し、市内企業メーリングリストでの周知や商工会議所等への呼びかけ等により、市内企業への情報提供を行う。
					農林課	農業企画係	○	○	○	○	○		
26	II	2	(1)職場における均等な機会と待遇の確保の促進【P31】	② 仕事と家庭生活等が両立できる職場環境づくりを啓発するため「新潟県ハッピー・パートナー企業登録制度」の周知と制度の活用を促進します。	企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○	新潟県ハッピー・パートナー企業	ハッピー・パートナー企業未登録の市内企業に説明に向くなど、登録社数が増えるよう働きかける。
					産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○	国県からの通知や、企画政策課からの情報提供等により情報を収集し、市内企業メーリングリストでの周知や商工会議所等への呼びかけ等により、市内企業の新潟県ハッピー・パートナー企業登録促進を図る。	
27	II	2	(1)職場における均等な機会と待遇の確保の促進【P31】	③ 生活困窮者等の社会的に弱い立場にある人に対し、包括的な相談や就労支援等の各種制度を活用できるよう、関係課と連携を図ります。	福祉課	援護係	○	○	○	○	○	生活困窮者自立相談支援事業	市社会福祉協議会に業務委託を継続。毎月定期的に支援調整会議を開催し、その中で相談者の事情に応じた支援者が参集し支援プランのチェック等を実施する。その中で必要により関係課とも連携していく。
28	II	2	(2)女性の職業能力向上と就業及び起業活動への支援【P31】	① 市の広報紙やホームページ等により、国や県、労働関係団体が開催するキャリアアップセミナーや、職業能力を高める講座、資格取得・技術習得などについて、情報を提供します。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		関係機関と連携し、市報・ホームページ掲載により募集案内等の周知を行う。
29	II	2	(2)女性の職業能力向上と就業及び起業活動への支援【P31】	② 各種関係機関と連携し、再就職セミナーの実施や職業能力向上に向けた支援を行います。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		十日町市高等職業訓練校で実施する職業訓練について市報で紹介する
30	II	2	(2)女性の職業能力向上と就業及び起業活動への支援【P31】	③ 起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法等の相談、研修業務を行うとともに、同じ意識・環境を持つ女性の情報交換の場を提供します。	産業政策課	産業振興係	○	○	○	○	○	未来を拓く起業・創業支援事業	起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法等の相談、研修業務を行うとともに、同じ意識・環境を持つ女性(先輩起業家を含む)の情報交換の場を提供します。
31	II	2	(3)女性の市内定着、U・Iターン促進のための環境整備【P00】	① 市内企業や関係機関・団体等と連携し、市内での就職・起業に関する情報や移住体験談等の情報提供により、女性の市内定着とU・Iターンを促進します。	産業政策課	産業振興係	○	○	○	○	○	未来を拓く起業・創業支援事業	起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法等の相談、研修業務を行うとともに、同じ意識・環境を持つ女性(先輩起業家を含む)の情報交換の場を提供します。
					企画政策課	移住定住推進係	○	○	○	○	○	ふるさと帰郷支援事業	移住サイト等の媒体で、U・Iターンのロールモデルとなる女性の体験談や、女性が働きやすい市内企業の情報を発信する。
32	II	2	(3)女性の市内定着、U・Iターン促進のための環境整備【P00】	② 選ばれて住み継がれるまちを目指し、地域自治組織や各種団体に向け、性別にかかわらず誰もが活躍できる地域づくりに関する啓発活動を行います。	企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		地域活動に女性が携わりやすくなるよう、内閣府や県女性財団の発行する資料を活用する等、地域自治組織等への啓発活動を実施する。
33	II	2	(4)職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組みの推進と誰もが働きやすい職場環境づくりの支援【P31】	① 市の広報紙やホームページ等により、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を推進するため、広く意識の啓発を図ります。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		国県からの通知文書等または県連絡会議へ出席して情報収集をして、研修会などの募集情報を市報、SNS及びHP等で紹介
34	II	2	(4)職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組みの推進と誰もが働きやすい職場環境づくりの支援【P31】	② 職場における様々なハラスメントの防止に向けて、関係機関と協力し、企業等に対する研修機会の提供及び広報等を通じた周知啓発を行います。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		市、津南町、ハローワーク等が構成する十日町地域雇用協議会が主催で、セミナーを実施する。 また、市報・ホームページ掲載等により周知を行う。
35	II	2	(4)職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組みの推進と誰もが働きやすい職場環境づくりの支援【P31】	③ 働き方や労働環境に関する相談窓口の周知と広報を行います。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		国県からの通知文書等で情報を収集し、相談窓口などの開催情報を市報、HP等で紹介
36	III	1	(1)性別にかかわらず家事・育児・介護等を協力し合える社会づくりの促進【P38】	① 各種講座の開催や啓発活動を通じ、性別にかかわらず家事・育児・介護等を協力し合える社会づくりを促進します。	健康づくり推進課	母子保健係	○	○	○	○	○	ハロー・パパママ学級	年4回開催。市報、妊娠届出時に周知する。夫婦で協力して育児していく意識を持てるよう、講話や演習(抱っこ体験やおむつ交換など)を実施する。
					生涯学習課	生涯学習係	○	○	○	○	○	生涯学習事業(幼児教育事業)なかよしランド	性別にかかわらず育児等を協力し合える関係性を築く手助けを行う為、未就園児の親子を対象に、親子で触れ合う活動を通して季節の行事や人との関わりを大切に取組を行う。毎週火曜日に1時間開催し、年40回を予定。
					地域ケア推進課	地域包括支援係	○	○	○	○	○		介護支援事業所に周知し、家族介護教室を継続実施する。
					福祉課	高齢者支援係	○	○	○	○	○		各種福祉サービスを紹介するパンフレット等に記載を加えるなどし、意識啓発を進める。
					子育て支援課	子育て支援係	○	○	○	○	○		子育て支援センターにおいて、夫婦が協力しあって、ともに子育てをするという意識を持てるよう、イベント等を開催する。
37	III	1	(1)性別にかかわらず家事・育児・介護等を協力し合える社会づくりの促進【P38】	② 家事・育児は、性別にかかわらず協力して担う必要があることの啓発と、情報提供を行います。	企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		内閣府や県女性財団からの各種情報を、市報やHP、SNSなどを活用して広く周知する。
					健康づくり推進課	母子保健係	○	○	○	○	○	ハロー・パパママ学級	年4回開催。市報、妊娠届出時に周知する。夫婦で協力して育児していく意識を持てるよう、講話や演習(抱っこ体験やおむつ交換など)を実施する。
38	III	1	(1)性別にかかわらず家事・育児・介護等を協力し合える社会づくりの促進【P38】	③ 市職員・教職員が、家事・育児・介護等をより一層主体的に担えるよう、働き方の見直しを促進します。	総務課	人事係	○	○	○	○	○		時間外勤務の縮減や長時間労働の抑制を図る。
					学校教育課	教育センター	○	○	○	○	○		文書発信により、全市立学校の教職員に対して、教職員の家事・育児・介護等への参画と働き方の見直しに関する研修会等への参加を促す。

「第4次十日町市男女共同参画基本」R5年度実施計画

No	基本 目標	重点 目標	施策 【プランのページ番号】	施策展開	主担当課	担当係	実施予定年度					事業名 (ある場合のみ)	令和5年度 事業内容・計画	
							R5	R6	R7	R8	R9			
39	Ⅲ	1	(2)多様なライフスタイルに対応した子育て支援体制の整備・充実【P38】	① 相談窓口について広く周知し、子育てを支援します。	子育て支援課	子育て支援係	○	○	○	○	○		子育て支援センターにおいて、気軽さを確保した育児相談に対応するほか、定期的に専門職による育児相談を開催する。	
					発達支援センター	発達支援係	○	○	○	○	○		保育施設への、ポスター掲示や、子育て支援センターでの「親子遊び」等で、発達支援センターの周知をし、施設への理解と相談へ繋がりを図る。	
					教育センター		○	○	○	○	○		教育相談センターなどにおいて、児童・生徒指導上の諸課題及び特別支援に関わる課題について相談員が相談支援を行う。	
40	Ⅲ	1	(2)多様なライフスタイルに対応した子育て支援体制の整備・充実【P38】	② 安心して子育てができるよう保育サービスを充実し、利用を促進するとともに、子育てポータルサイト等による手軽な情報収集の場の提供や、ファミリーサポートセンター事業等の子育て支援サービスの充実に努めます。	子育て支援課	子育て支援係	○	○	○	○	○		民間活力を活用して、必要性が高く興味を引く子育て情報の企画・制作と、ラジオ放送やフリーペーパーなど多様な媒体による発信により効果的な周知を図る。	
41	Ⅲ	1	(2)多様なライフスタイルに対応した子育て支援体制の整備・充実【P38】	③ 子育て世代が子育てを楽しみ、いつでも相談できる場の提供や仲間づくりを支援します。	子育て支援課	子育て支援係	○	○	○	○	○		親子が気軽に遊べ、子育て仲間と交流や情報交換ができ、また、気兼ねなく育児に関する悩み相談ができる場を提供する。	
					健康づくり推進課	母子保健係	○	○	○	○	○		子育て包括支援センター乳幼児健康相談	令和5年度も引き続き、各種事業や伴走型相談支援を通じ、妊娠期から子育て期に関する総合的相談や支援(子育て世代包括支援センター)を実施する。また、各地域で乳幼児健康相談を開設する。
					発達支援センター	発達支援係	○	○	○	○	○			保護者相談や個別相談を強化する。また、子育て世代が悩みを共有できる、保護者の交流の場を提供する。
					生涯学習課	生涯学習係	○	○	○	○	○		生涯学習事業(幼児教育事業)すこやかランド	親子の関係性を築く手助けを行う。生後4か月から1歳くらいのお子さんと母親を対象に、親子で触れ合う活動を行う。また、母親同士の交流の場としても相談できる場の提供や仲間づくりの手助けを行う。毎月約1回・1時間開催し、年9回を予定。
42	Ⅲ	1	(2)多様なライフスタイルに対応した子育て支援体制の整備・充実【P38】	④ 関係機関と協力し、事業主に対し育児休業制度に関する情報を提供し、制度理解と利用促進に努めます。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		市、津南町、ハローワーク等が構成する十日町地域雇用協議会が主催で、セミナーを実施する。また、市報・ホームページ掲載等により周知を行う。	
43	Ⅲ	1	(2)多様なライフスタイルに対応した介護支援体制の整備・充実【P38】	① 介護や看護について気軽に相談できる専門家の相談窓口を設置します。	地域ケア推進課	地域包括支援係	○	○	○	○	○	地域包括支援センター運営事業	引き続き、市内5地域包括支援センターに高齢者の総合相談窓口を設置する。なお、医療福祉総合センター内において総合相談窓口として相談を受け、多職種連携を図る。	
					福祉課	介護保険係 介護認定審査係	○	○	○	○	○			在宅で安心して生活できるよう、高齢者やその家族等の相談窓口として地域包括支援センターを設置しており、市の窓口等で相談を受けた際には担当地域の包括支援センターを紹介し支援に繋げる。
44	Ⅲ	1	(3)多様なライフスタイルに対応した介護支援体制の整備・充実【P38】	② 高齢者が住み慣れた環境で日常生活を送れ、支える家族が安心して介護・看護ができるよう介護支援サービスや在宅福祉サービスを充実させます。	地域ケア推進課	地域包括支援係	○	○	○	○	○	介護予防・生活支援サービス事業	高齢者が住み慣れた環境で日常生活を送れ、支える家族が安心して介護・看護ができるよう、住民主体型の訪問型サービスB補助事業を継続して実施する。	
					福祉課	高齢者支援係	○	○	○	○	○		寝たきり老人等介護手当支給事業、紙おむつ等購入費支給事業、高齢者外出支援事業、高齢者等緊急通報システム貸与事業、生きがい対応型デイサービス事業、高齢者・障がい者安心サービス事業	引き続き、各種事業を実施する。また、高齢者等を対象に生活支援サービスに取り組む団体が柔軟かつ主体的に活動を行えるよう、4月から改正後の高齢者・障がい者安心サービス事業で運用する。
45	Ⅲ	1	(3)多様なライフスタイルに対応した介護支援体制の整備・充実【P38】	③ 介護者同士がいつでも相談できる場の提供や仲間づくりを支援します。	地域ケア推進課	地域包括支援係	○	○	○	○	○	家族介護教室・介護者交流会	介護支援事業所に周知し、家族介護教室を継続実施する。	
46	Ⅲ	1	(3)多様なライフスタイルに対応した介護支援体制の整備・充実【P38】	④ 事業主に対して介護休業制度の周知を図るとともに、市の広報紙やホームページ等により、市民に対して介護休業制度に関する情報を提供し、制度理解と利用促進に努めます。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		市、津南町、ハローワーク等が構成する十日町地域雇用協議会が主催で、セミナーを実施する。また、市報・ホームページ掲載等により周知を行う。	
					地域ケア推進課	地域包括支援係	○	○	○	○	○		医療福祉総合センター内の総合相談窓口等で周知する。	
					福祉課	介護保険係	○	○	○	○	○		「介護保険サービスガイド」への概要説明の掲載を継続し、制度改正があれば内容を見直し、より分かりやすい説明に努める。	
47	Ⅲ	1	(4)ワーク・ライフ・バランス(生活と仕事の調和)に関する広報・啓発活動の推進【P39】	① 市の広報紙やSNS・ホームページ等により、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供し、市民に向け広く意識の啓発を図ります。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		国県からの通知文書等で情報収集をして、研修会などの募集情報を市報、HP等で紹介	
48	Ⅲ	1	(4)ワーク・ライフ・バランス(生活と仕事の調和)に関する広報・啓発活動の推進【P39】	② 市が委託・発注する事業において、関係する事業者や労働者の長時間労働の是正や週休2日制の実施を念頭に、ワーク・ライフ・バランス関連認定制度を活用した評価の枠組みの導入や、余裕のある履行期限等を検討し、実施します。	全課		○	○	○	○	○		委託事業等において、委託先のワーク・ライフ・バランスが保てるよう、余裕のある履行期限を設定する。	

「第4次十日町市男女共同参画基本」R5年度実施計画

No	基本目標	重点目標	施策 【プランのページ番号】	施策展開	主担当課	担当係	実施予定年度					事業名 (ある場合のみ)	令和5年度 事業内容・計画
							R5	R6	R7	R8	R9		
49	Ⅲ	1	(4)ワーク・ライフ・バランス(生活と仕事の調和)に関する広報・啓発活動の推進【P39】	③ ワーク・ライフ・バランスのとれる職場づくりのため、関係機関と連携し、セミナーやコーディネーター派遣などの事業活用を促します。	産業政策課	経営支援係	○	○	○	○	○		市、津南町、ハローワーク等が構成する十日町地域雇用協議会が主催で、セミナーを実施する。また、市報・ホームページ掲載等により周知を行う。
					総務課	人事係	○	○	○	○	○		
50	Ⅲ	2	(1)地域自治組織等への女性の積極的な参画の促進【P40】	① 地域自治組織の役員における女性の積極的な登用を推進します。	企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		地域活動に女性が携わりやすくなるよう、内閣府や県女性財団の発行する資料を活用する等、地域自治組織等への啓発活動を実施する。
51	Ⅲ	2	(1)地域自治組織等への女性の積極的な参画の促進【P40】	② 市の広報紙やSNS・ホームページ等により、地域自治活動に女性の参画が促進されるよう広く意識啓発を図ります。	企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		年度末など役員交代の増えるタイミングで、市の広報紙やSNS・ホームページ等により、地域自治活動に女性の参画が促進されるよう広く意識啓発を図る。
52	Ⅲ	2	(2)地域・社会活動における男女共同参画の推進【P40】	① 環境保全分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	環境衛生課	環境企画係	○	○	○	○	○		引続き、令和5年度も審議会や委員会、外部団体(市民環境会議など)への加入促進を図る。
					建設課	維持係	○	○	○	○	○		地下水利用対策協議会への女性委員の参加を働きかけ、男女が対等な委員として意見を出し合い、地下水の利用適正化を促進させる。
					農林課	作物振興係	○	○	○	○	○		各種事業の周知や委員役員改選などの際は、男女が社会の対等な構成員として各分野における活動に参画する機会を促し、周知活動を行う。
53	Ⅲ	2	(2)地域・社会活動における男女共同参画の推進【P40】	② 地域活動やまちづくりへの女性の参画を促進するため、研修会の開催や情報発信を行い、女性の役員やリーダー等の登用の必要性及び重要性の啓発に努めます。	企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		地域のコーディネーターである地域支援員研修会で女性の参画促進を取り上げる等、地域支援員と協力し、地域住民への啓発を図る。
54	Ⅲ	2	(2)地域・社会活動における男女共同参画の推進【P40】	③ 地域・社会活動に女性の参画が促進されるよう、女性の参画が普及していない要因を分析し、改善に向け、広く啓発等を図ります。	企画政策課	協働推進係	○	○	○	○	○		地域支援員や地域自治組織事務局への聞き取り等をもとに女性の参画のハードルとなっている要因を整理し、地域自治組織や各種団体向けに具体的な改善策を例示できるように、情報整理を図る。
55	Ⅲ	3	(1)防災施策への男女共同参画の視点の導入【P41】	① 指定避難所担当市職員において、女性職員を一定数配置し、性別に配慮した対応ができるよう努めます。	防災安全課		○	○	○	○	○		指定避難所担当職員に、女性職員を一定数配置し、女性職員の意見を取り入れ、性別に配慮した対応ができるよう努める。
56	Ⅲ	3	(1)防災施策への男女共同参画の視点の導入【P41】	② 災害時の避難所等、防災・災害復興の様々な場面において性別に配慮した対応・支援ができるよう、研修等を通じて市職員の意識啓発を行います。	防災安全課		○	○	○	○	○		指定避難所担当職員に、女性職員を一定数配置し、研修・訓練等を通じて、性別に配慮した対応・支援ができるように職員の意識啓発に取り組む。
57	Ⅲ	3	(1)防災施策への男女共同参画の視点の導入【P41】	③ 防災計画や各種マニュアル、支援策について性別によるニーズの違いなど十分配慮した見直し・修正を行います。	防災安全課		○	○	○	○	○		男女共同参画の視点を取り入れた改定後の地域防災計画の周知を行い、あわせて災害時初動対応マニュアルの作成を進める。
58	Ⅲ	3	(2)防災活動への女性の参画促進【P41】	① 自主防災組織や消防団への女性の加入が促進されるよう、情報の提供や研修会を実施し、女性人材の発掘から登用までを支援します。	防災安全課		○	○	○	○	○		自主防災組織リーダー研修会等において、女性の加入が促進されるように周知を行う。
					広域事務組合	十日町地域広域事務組合	○	○	○	○	○		・消防団女性部から、消防団員サポートショップ募集チラシの配布による、直接加入依頼を行う。 ・消防団員募集リーフレットにより、男・女性の消防団活動を理解してもらい、消防団員募集活動を行う。
59	Ⅲ	3	(2)防災活動への女性の参画促進【P41】	② 市の広報紙やホームページ等により、防災活動に女性の参画が促進されるよう広く意識啓発を図ります。	防災安全課		○	○	○	○	○		市の広報紙やホームページだけでなく、防災行政無線やあんしんメールも活用し、防災活動に女性の参画が促進されるように広く周知を行う。